

# 基本施策評価シート

基本施策最終評価

B

基本施策通し番号 32

基本施策 快適な生活環境の保全

構成施策

| 施策番号 | 施策名           | 施策最終評価 |
|------|---------------|--------|
| 施策1  | 河川や地下水の水質保全   | B      |
| 施策2  | 公害の防止と環境美化の推進 | B      |

## 成果指標

| 指標             | 内容  | 平成32年度<br>目標 | 平成30年度末<br>実績 | 単位  | 平成30年度の成果の検証                               |
|----------------|---|--------------|---------------|-----|--|
| 水質基準を達成した河川の数  | 市内を流れる11河川の水質検査結果において、環境基本計画で設定した水質基準を満たした河川数     | 11           | 11            | 河川  | 市で検査している全ての河川で、水質基準を満たしており、豊かな水環境が維持されている。 |
| 水洗化率           | 公共下水道加入人口・農業集落排水の加入人口および合併処理浄化槽設置人口を足して大野市人口で割った率 | 65.4         | 55.6          | %   | 公共下水道の加入促進、合併処理浄化槽設置の促進により、前年比0.9%増となった。   |
| 違法な野外焼却に係る苦情件数 | 廃棄物などの違法な野外焼却についての苦情件数                            | 0            | 15            | 件/年 | 苦情件数はほぼ平年並みであるが、適宜指導し再犯防止を図っている。           |

## 後期基本計画策定時の「現状」と「課題」

|     |   |
|-----|---|
| 現 状 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区や団体による社会奉仕活動や県や市の継続的な監視活動などにより、大野市の豊かな環境が守られている。</li> <li>・一部の心ない人の不法投棄や野焼き、河川への雑排水の排出など、自然環境への配慮に欠ける行為も見受けられる。</li> </ul> |
| 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活型公害を未然に防ぐための啓発活動の継続。</li> <li>・環境監視体制の充実による、環境汚染の未然防止。</li> <li>・公共下水道などの汚染処理対策による、生活雑排水などによる公共用水域の水質への影響の低減。</li> </ul>    |

## 社会情勢・市民ニーズの変化

・地域内の草刈り、河川の浚渫(泥上げ)については、地域コミュニティ活動として行われているが、近年、一部の区長から「住民の高齢化が進み、河川の泥上げができない。」「自宅周辺の草刈りが精一杯で、住宅の建っていない道路沿いの草刈りはできない。」と、行政の関与を求められることがある。

## 現在の「現状」と「課題」

|     |   |
|-----|---|
| 現 状 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水洗化率は微増の状況であるが、河川や地下水の水質保全は図られている。</li> <li>・公害防止のため監視体制を強化しているが、違法な野外焼却、不法投棄があとを絶たない。</li> </ul>     |
| 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部事業所への排水改善指導や、違法な野外焼却に対する継続的な指導。</li> <li>・違法な野外焼却、不法投棄対策。</li> <li>・市内排水路の生活雑排水による水質の汚濁。</li> </ul> |

## 基本施策の「成果」

|     |  |
|-----|--|
| 成 果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続した水質監視や公共下水道の計画的な整備などにより、地下水や河川の水質保全を図ることができた。</li> <li>・関係機関と連携した監視体制の強化や啓発活動などにより、不法投棄、野焼き、油漏れなど環境汚染の早期解決を図ることができた。</li> </ul> |
|-----|--|

## 改善点

・平成30年度の汚水処理施設整備構想及び公共下水道計画の見直しに基づく計画的な下水道整備と戸別訪問や地元説明会の実施による加入促進を図る。  
 ・排水改善が必要な事業所については、定期的な立入調査により監視・指導を継続する。  
 ・違法な野外焼却については、行為者に法律違反であることの理解を求め、悪質な場合には警察の関与を求めるなど、指導を徹底する。